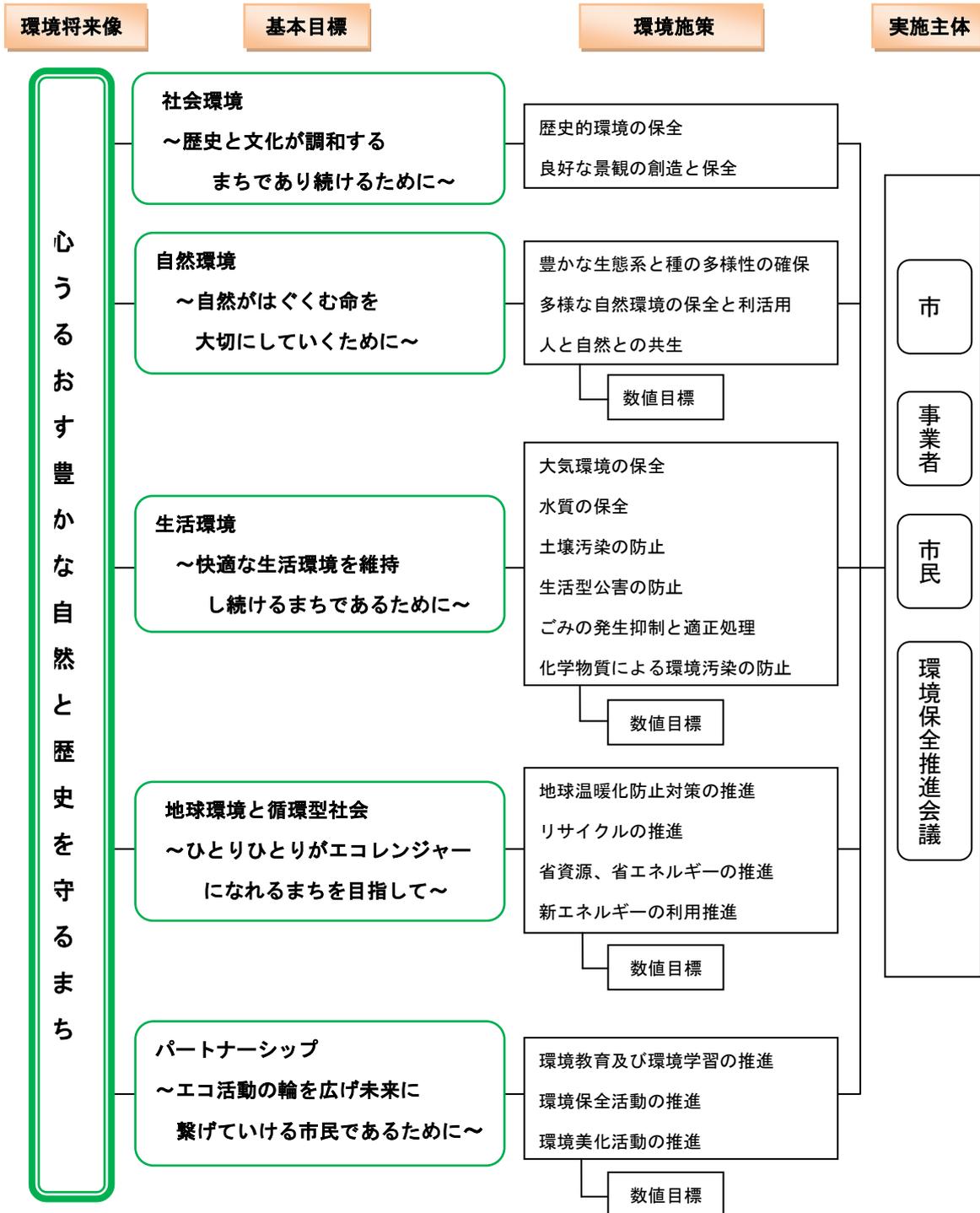


第4章 実現に向けて ー市・事業者・市民の取組とその管理ー

第1節 施策体系

本市の「望ましい環境像」の実現に向けて、次のような施策体系で取り組んでいきます。



第2節 環境施策と市・事業者・市民の取り組み

ここでは、5つの環境分野に対する「基本目標」の達成に向けた環境施策と市・事業者・市民の取り組みについて示します。

1 社会環境 ～歴史と文化が調和するまちであり続けるために～

1-1 歴史的環境の保全

◆施策の方向性◆

郷土の歴史や文化など歴史的環境を保護・保全し、後世に継承します。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

<p>① 文化遺産の保護・保全</p> <p>本市には史跡や遺跡が多く存在しているため、今後もこれらの調査、研究を行い、その保存に努めます。</p> <p>美術工芸品、神社・仏閣等の建造物、芸能・工芸技術といった有形・無形の文化財の調査を行い、その保護・保存を図ります。</p> <p>史跡、名勝、天然記念物、建造物などの指定文化財の保護・保存に努めます。</p>	<p>主管課</p> <p>文化生涯学習課</p>
<p>② 歴史・文化の伝承</p> <p>文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。</p> <p>郷土史の偏纂や刊行物などにより、郷土史学習の普及を図ります。</p> <p>絵画、工芸、民俗・歴史・考古資料などの文化財を保管・展示し、本市の歴史を学習できる機会の創出に努めます。</p> <p>学校での課外学習において、郷土の文化や歴史を学ぶ教育を行います。</p>	<p>主管課</p> <p>文化生涯学習課</p>
<p>③ 歴史的景観の保全・形成</p> <p>歴史的景観にあったまちづくりの推進と歴史的建造物の保全に努めます。</p>	<p>主管課</p> <p>文化生涯学習課 都市整備課</p>
<p>市の 主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡真壁城跡を発掘し、戦国時代のお城を復元しています。 ・歴史資料を公開するため、資料集や図録を刊行しています。(真壁町史料・岩瀬の石仏石塔など) ・真壁の町並み景観を保護し、研究、観光等の資源としています。 ・「桜川市歴史的風致維持向上計画」を策定し、様々な事業により、歴史的風致の維持向上を推進しています。 ・伝統的な建造物群の維持継承を目的とした「伝統的建造物群保存地区」の都市計画決定をしました。 ・「重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けた取組を推進しています。 ・歴史的景観を保全・創出するため、真壁地区の市街地を景観計画景観重点地域に指定する予定で関係者との協議を進めています。

◆事業者の取り組み◆

- ・ 伝統芸能等の振興、後継者の育成を支援し、それらを活用したイベントに積極的に参加します。
- ・ 開発にあたっては、歴史的遺産や周辺の歴史的雰囲気の保全・創出に配慮します。

◆市民の取り組み◆

- ・ 歴史的文化遺産に落書きをしたり、傷つけたりしないようにします。
- ・ 伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ・ 郷土の歴史に関心を持ち、歴史的文化遺産の保存の必要性を理解します。

市民・事業者の
主な取組事例

- ・ 文化財防火デーに参加しています。
- ・ 歴史ウォーキングなどを企画・開催しています。
- ・ 古文書研究会で地元の古文書を解説し、紹介しています。
- ・ 真壁の伝統的な建物や街並みを見学者に案内する「真壁街並み案内ボランティア」に協力しています。
- ・ 白井座（人形浄瑠璃）、祇園祭、どんど焼きなど伝統芸能及び伝統行事を行っています。

1-2 良好な景観の創造と保全

◆施策の方向性◆

景観の維持に努め、計画的なまちづくりの創造に尽くしていきます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

① 良好な景観の創出		主管課
	地域特性を活かした良好な景観を形成していくための、保全・整備計画を推進します。	都市整備課
	地域の景観に合った道路の舗装、街路灯、植栽などの整備を推進します。	都市整備課 建設課
市の 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川市景観まちづくり条例を制定しました（H21.3）。 ・景観まちづくりの推進に係る基本方針となる景観まちづくりマスタープランを策定します。 ・景観まちづくりを実施していくための景観計画、事業プログラムを策定します。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定や事業の実施の際には、建築物の構造や色彩などが周辺の景観と調和するように十分配慮します。 ・事業所敷地内の緑化・美化に努め、周辺景観と調和した環境の整備に努めます。 ・良好な景観地域での看板、広告塔の設置に配慮します。

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動や生け垣の植栽など緑豊かなまちづくりに努めます。 ・良好な景観形成のための市の施策などに協力します。 ・新しい住宅を建築する際には、周辺の自然景観や歴史的景観と調和がとれるよう配慮します。
--

市民・事業者の 主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県建築士会桜川支部が、真壁地区の市街地内で、既存ブロック塀の板塀化を進めています。 ・市民団体、市民、事業者及び行政の協働により、桜川市景観まちづくり協議会を設立し、景観まちづくりの推進のため、講演会の開催や先進地視察、景観まちづくりに関連する計画案の作成等、活動中です。
-------------------	--

2 自然環境 ～自然がはぐくむ命を大切にしていけるために～

2-1 豊かな生態系と種の多様性の確保

◆施策の方向性◆

野生動植物を適切に保護し、野生動植物の生息・生育環境の確保に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①野生動植物の生息・生息環境の保全	主管課
土地の利用にあたっては、野生生物の生息・生育環境を確保するよう指導します。	農林課
天然記念物、絶滅のおそれのある野生生物については、生態調査など、情報収集を行うと共に、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。	
特定外来生物等は、既存の生態系を壊すおそれがあることから、情報収集に努め、排除等の適切な対応に努めます。	
②生息環境への配慮	主管課
事業を実施する際には、生態系への影響に配慮します。	各事業担当課
市街地や農村地域などで失われた生物の生息環境を回復するために造られるビオトープを推進します。	農林課
市の主な取組	・林道整備における天然記念物等の保護に努めた施工を行っています。

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・開発にあたっては、野生生物の生息・育成環境に配慮します。 ・開発にあたっては、土地の改変に伴う野生生物への影響を回避するよう配慮します。 ・農地や森林の持つ保水機能や水源かん養・浄化機能の保持に努め、野生生物の生息・生育の保全に努めます。
--

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・自然や生き物を守る環境保全活動などへ積極的に参加します。 ・環境学習に積極的に参加し、自然の大切さの理解に努めます。 ・野生生物の生息・生育に重要な場所の保護・保全に協力します。 ・開発にあたっては、生態系に配慮するよう指導します。
--

市民・事業者の主な取組事例	・市民団体（上野沼を守る会）が、上野沼周辺の生物生息環境保全の維持管理活動を行っています（除草作業、清掃作業など）。
----------------------	--

2-2 多様な自然環境の保全と利活用

◆施策の方向性◆

多様な自然環境の保全につとめ、緑や水辺に親しめる空間を整備します。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①森林の保全と活用の推進	主管課
森林を育てるため、間伐、下刈り等の保全・管理対策を推進します。	農林課
森林ボランティア活動を活用した市民参加型の森林づくりを推進します。	
水源かん養、土砂流失防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。	
自然環境保全地域に指定されている上野沼、鴨鳥五所については、すぐれた自然が残されていることから、関係法令等の活用により保全を図ります。	環境対策課
水郷筑波国定公園、笠間県立自然公園、吾国・愛宕県立自然公園の適切な保護管理に協力するとともに、公園施設の利用を促進します。	商工観光課
②農地の保全と活用の推進	主管課
農地の遊休化の解消に努めるとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。	農林課
農村との交流を通じて自然との触れあいを促進するため市民の農業体験を進めます。	農林課
③水辺地の保全・回復の推進	主管課
河川の護岸工事の際には、生物生息空間や水質浄化に配慮した整備を促進します。	都市整備課
河川や湖沼などの水辺は、貴重な親水空間として整備を促進します。	
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護、自然公園指導員による地域内の巡視・違法行為発見時の通報等を行っています。 ・間伐や里山整備に係わる事業を継続的に行い、保全に努めています。

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内の緑化や親水整備に努め、周辺地域との調和を図ります。 ・工場・事業所排水による河川等の水質の汚濁防止に努め、水辺地の保全に配慮します。 ・開発にあたっては、森林、農地、水辺地などに配慮して、多様な自然環境の保全に努めます。 ・不法投棄を行わず、発生する廃棄物については適正に処理します。

◆市民の取り組み◆

- ・庭やベランダ、生け垣など、身近な場所の緑化に努めます。
- ・近くの公園など、身近な自然の維持・管理に協力します。
- ・社寺林、屋敷林の保全に努めます。
- ・植林など、森林づくりの取り組みに積極的に参加し、緑の回復に努めます。
- ・草木や動物を傷つけたり、持ち帰ったりしないようにします。
- ・各種の自然観察会や講演会など、環境に関する行動に参加し、環境学習を積極的に体験し、自然の大切さの理解に努めます。
- ・山や川、湖沼などへ出かけたときは、ごみを持ち帰ります。

市民・事業者の 主な取組事例	・公園や観光地などでゴミを持ち帰る取組が積極的に行われています（市民の環境意識調査より）。
-------------------	---



2-3 人と自然との共生

◆施策の方向性◆

地域の身近な自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくため、自然とふれ合う機会づくりや人と自然とが共生する地域づくりに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①身近な緑・水辺の保全・創出	主管課
身近な自然と触れ合える場として、水辺地における親水空間の保全・整備・公園や公共施設での緑化等を推進します。	都市整備課
地域の緑の保全を図るため、緑の効用や必要性について普及啓発を行い、森林の保全や緑化推進に努めます。	都市整備課 農林課
地下水かん養、生態系維持など環境保全機能を有する農地や里山の保全に努めます。	農林課
②自然体験の推進	主管課
自然観察会等を開催していきます。	環境対策課
自然観察会等の開催を支援します。	
身近な自然や生物の情報提供に努めます。	
市の主な取組	・「桜川探検隊」等、市民団体による自然体験活動に協力しています。

◆事業者の取り組み◆

・開発にあたっては、森林・農地・水辺地等に配慮し、自然環境の保全に努めます。

◆市民の取り組み◆

・森林や水辺地など自然環境に立ち入った際には、ごみを持ち帰ります。
 ・草木や動物を守り、傷つけたり捕獲・採取したりしないようにします。
 ・自然観察会や体験活動などに積極的に参加し、自然環境の保全についての理解に努めます。

市民・事業者の 主な取組事例	・「桜川探検隊」など、市民団体による自然体験活動に参加しています。
-------------------	-----------------------------------

3 生活環境 ～快適な生活環境を維持し続けるまちであるために～

3-1 大気環境の保全

◆施策の方向性◆

きれいな空気の中で誰もが健康的に暮らせる大気環境の維持に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①工場・事業場排出ガス対策の継続	主管課
大気汚染を引き起こしている可能性のある施設に対しては、施設改善を要請します。	環境対策課
適正な施設の維持・管理を要請します。	
大気汚染物質の削減を図るため、工場・事業所等の固定発生源施設に対する燃料使用の効率化やクリーンエネルギーへの転換を推進します。	
一般大気環境の監視に努めます。	
②自動車排出ガスの制御	主管課
市職員が自家用車での出勤を控えるノーマイカーデーを設けるなど、職員の意識啓発を図ります。	企画課
電気自動車やハイブリッドカー等のクリーンエネルギー自動車の普及を促進します。	環境対策課
公共交通機関やデマンド型乗合タクシーの利用を促進します。	企画課
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う工場、事業所等への公害立入調査の実施に協力しています。 ・広報を通して野焼きの禁止、環境に関する情報を提供しています。 ・市職員のノーマイカーデーを実施しています。

◆事業者の取り組み◆

- ・ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ボイラー等を適正に管理し、排出基準を遵守します。
- ・排出基準を守り、さらに大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。
- ・有害化学物質の適正な使用・保管・処理を行います。
- ・廃棄物は適正に処理・処分します。
- ・ノーマイカーデーを設けるなど自家用車の利用を控えるとともに、自動車を使用する際には、エコドライブに心がけます。
- ・ハイブリッドカーや電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入に努めます。
- ・事業所などで使用するエネルギーは、二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換に努めます。

◆市民の取り組み◆

- ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。
- ・自動車を使用する際には、エコドライブに心がけます。
- ・車を購入する際には、燃費の良い車やハイブリッドカーなどの購入に努めます。
- ・ごみは、市が行っている分別収集に従って適正に排出し、野焼きは行いません。
- ・不要な照明器具は消灯し、冷暖房機器はこまめな温度設定を行うなど、省エネルギーに努めます。

市民・事業者の 主な取組事例

- ・車を購入する際に、ハイブリットカーなど、環境にやさしい車を選ぶようにしたいと考えています（市民の環境意識調査より）。



大気環境移動測定車



工場の粉じん測定

3-2 水質の保全

◆施策の方向性◆

水遊びができ、みんなの憩いの場となるようなきれいな水辺環境づくりに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①工場・事業場排水対策の継続	主管課
河川等の水質検査を継続的に実施し、排水基準の遵守を促進します。	環境対策課
茨城県霞ヶ浦水質保全条例に基づき、事業者の責務に関し周知するとともに、霞ヶ浦の水質の保全に関する目標達成のための削減策を講じていきます。	
②生活排水対策の実施	主管課
公共下水道、農業集落排水施設の污水处理施設の普及を促進するとともに、市設置型浄化槽及び市街地浄化槽の設置を推進し、生活排水による河川等への汚濁負荷の低減を図ります。	下水道課
生活排水による水質汚濁防止のため、市民に対し、台所排水対策や洗剤の適正使用などの意識啓発を行います。	環境対策課
河川などの水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理を指導します。	下水道課
農業用排水の水質保全、機能の維持を図り、生産性の高い活力のある農村型社会の形成に努めます。	農地整備課
桜川水系の水質監視を継続的に行っていきます。	環境対策課
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水質調査の実施を継続的に実施しています。 ・ 広報等を通して、生活排水による水質汚濁防止に関する意識啓発を行っています。

◆事業者の取り組み◆

- ・ 工場・事業場からの排水基準を遵守するとともに、負荷の低減に努めます。
- ・ 公共下水道の整備が見込めない地域にある事業者は、高度処理型浄化槽（霞ヶ浦流域内）又は合併浄化槽（霞ヶ浦流域外）を設置するようにします。
- ・ 農薬や化学肥料などの使用を抑え、環境にやさしい農業を行います。
- ・ 化学物質は適正に使用・保管・処理を行います。
- ・ 事業所排水経路に魚を飼って毒物の検出に役立てます。



工場排水の水質検査

◆ 市民の取り組み ◆

- ・ 三角コーナーや水切りネットを活用し、調理くずなどが河川に流入しないようにします。
- ・ 食器や鍋などの油汚れ等は、新聞紙などでふき取ってから洗うようにします。
- ・ 公共下水道や農業集落排水施設への接続や、生活排水を処理する市設置型浄化槽の設置に努めます。
- ・ 河川へのごみのポイ捨ては行いません。

市民・事業者の
主な取組事例

- ・ 霞ヶ浦流域市町村として、地域の河川清掃に参加しています。
- ・ 霞ヶ浦の水質検査等を行う霞ヶ浦湖上実践セミナーへ参加しています。



桜川の源流「鏡ヶ池」にて



桜川にフナの稚魚放流



「桜川探検隊」の活動の様子

3-3 土壌汚染の防止

◆施策の方向性◆

豊かな生態系を育む安心・安全な土壌環境づくりに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①化学物質の適正管理と廃棄物の適正処理		主管課
有害化学物質を使用している工場・事業場に対し、適正な使用・保管を指導します。		環境対策課
廃棄物の適正処理の指導・監視を強化します。		
②農薬・有機塩素化合物等の適正利用の指導		主管課
農薬や化学肥料などの使用を抑え、環境への影響を軽減する環境保全型農業を促進します。		農林課
農薬の適正な使用を指導します。		
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例により土地の埋め立て等の規制をしています。 ・減農薬栽培によるエコファーマー認定の推進を行っています。 ・県が行う地下水水質監視測定に協力しています。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の適正な使用・保管・処理を行います。 ・重金属や有害塩素化合物などの有機化学物質の使用にあたっては、土壌汚染や地下水汚染などを発生させないようにします。 ・廃棄物は適正に処理・処分します。 ・農薬や化学肥料などの使用を抑える環境保全型農業に積極的に取り組みます。

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。 ・ごみは燃やさず、市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 ・除草剤などの農薬は、安易に使用しないようにし、使用する場合には、説明書に従い適切に使用します。

市民・事業者の主な取組事例	・持続性の高い農業生産方式を導入し、エコファーマーとして県の認定を受けています。
----------------------	--

3-4 生活型公害の防止

◆施策の方向性◆

近隣に配慮し、誰もが快適に暮らせる環境づくりに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①騒音の防止	主管課
飲食店等の深夜営業騒音、商業用等の拡声器騒音、建設作業騒音などについては法令等による規制や指導の一層の徹底を行います。	環境対策課 生活安全課
高速道路等の騒音の監視に努めます。	環境対策課
②悪臭の防止	主管課
事業場から悪臭を発生させないよう指導します。	環境対策課
日常生活に伴う悪臭の防止のため、野焼きなどによる家庭ごみの自家焼却の禁止や浄化槽の適正な維持管理など、市民に対して啓発を行います。	
関係機関との連携を図り、河川や水路等の水質汚濁や悪臭の防止に努めます。	
市の主な取組	・騒音、悪臭等に関する公害苦情の対応をしています。

◆事業者の取り組み◆

- ・事業活動や建設作業に伴う騒音の防止に努めます。
- ・近隣の住宅に迷惑にならないよう、カラオケなどの営業騒音の低減に努めます。
- ・事業所から悪臭を発生させないように努めます。



工場の騒音測定

◆市民の取り組み◆

- ・近隣に迷惑となる楽器などの生活騒音の発生防止に努めます。
- ・自家用車を適正に管理し、利用にあたっては自動車騒音に配慮します。
- ・公共交通機関やデマンド型乗合タクシー、自転車等の利用により、自家用車の利用を控えます。
- ・野焼きなどによる家庭ごみの自家焼却をしないことや浄化槽を適正に維持管理し、悪臭の防止に努めます。

市民・事業者の主な取組事例	・夜間は生活騒音の防止に努めています（市民の環境意識調査より）。
----------------------	----------------------------------

3-5 ごみの発生抑制と適正処理

◆施策の方向性◆

ごみの減量化と分別排出の徹底、不法投棄の防止に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①ごみの発生抑制		主管課
市民に対し、使い捨て商品などの買い控えや分別排出の徹底の意識啓発を行います。		環境対策課
市民に対し、生ごみの減量、堆肥化を促進します。		
事業者に対し、マイバッグ運動、簡易包装促進の協力を要請し、廃棄物の減量化に努めます。		
市が行うイベント等において、ごみ発生の抑制に努めます。また、事業者や市民に対しイベント等を開催する場合には、ごみ発生の抑制に努めるよう啓発を行います。		
エコショップを推進します。		
②ごみの適正処理及び不法投棄やポイ捨ての防止		主管課
ごみのポイ捨て禁止のための意識啓発や、市民や事業者等に対する廃棄物の適正処理を指導します。		環境対策課
不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。		
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機器の購入費の補助を行っています。 ・ エコショップの認定制度を行っています。 ・ 不法投棄監視員による監視を行っています。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロエミッション等を目標にした、廃棄物減量化計画を作成するなどし、ごみの減量を図ります。 ・ 製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。 ・ 過剰包装品や使い捨て製品についての製造・販売・使用の自粛に努めます。 ・ 自動販売機には、回収容器を設置し、空き缶やビン、ペットボトルなどの回収に努めます。 ・ 産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理します。 ・ 廃棄物は、適正に処理・処分し、野焼きは行いません。 ・ イベント等を開催する場合には、ごみ発生の抑制に努めます。
--

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの自家処理やリサイクル等を行います。 ・リサイクルしやすい商品の購入に努め、過剰包装品や使い捨て製品など、ごみになるようなものの購入を控えます。また、マイ箸運動の推進に努めます。 ・リターナルびんなど再利用できる物の購入に努めます。 ・市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 ・野焼きは行いません。 ・空き缶やペットボトル等のポイ捨ては行いません。 ・イベント等において、ごみ発生の抑制に努めます。
--

<p>市民・事業者の 主な取組事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物の際、マイバッグなどを持参しています（市民の環境意識調査より 63.4%）。 ・産業廃棄物の減量化（発生制御やリサイクル）に取り組んでいます（事業者の環境意識調査より 56.3%）。
---------------------------	--

3-6 化学物質による環境汚染の防止

◆施策の方向性◆

人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす危険性が考えられる化学物質等による環境問題に対し、迅速な対応に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①化学物質の環境リスク対策の推進	主管課
事業者に対し、P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）を周知し、化学物質の適正な管理・使用を指導します。	環境対策課
農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。	環境対策課 農林課
化学物質や環境ホルモンに関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。	環境対策課
②ダイオキシン類の排出対策の推進	主管課
ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を推進します。	環境対策課
野焼きの禁止の徹底を図ります。	
ダイオキシン類に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。	
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市と事業所で公害防止協定を結んでいます。 ・ごみ焼却処理施設等への立入調査指導を行っています。 ・広報、ちらし等により野焼き禁止の周知を行っています。

◆事業者の取り組み◆

- ・化学物質の使用に当たっては、適正な使用、保管、処理を行います。
- ・P R T R制度により化学物質の環境への排出を削減します。
- ・有害性の少ない製品の開発・購入・使用に努めます。
- ・減農薬や有機肥料栽培などの環境保全型農業への転換を図ります。
- ・ダイオキシン類に関する法令等の基準を遵守します。

◆市民の取り組み◆

- ・有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。
- ・化学物質の環境リスクに関する理解を深め、農薬や洗剤などの使用方法を守るなど、環境への配慮に努めます。
- ・ごみの分別排出を実行し、ダイオキシン類の発生の原因となる野焼きは行いません。

市民・事業者の 主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による化学物質排出移動量の届出の実施がされています。 ・持続性の高い農業生産方式を導入し、エコファーマーとして県の認定を受けています。
-------------------	--

4 地球環境と循環型社会

～ひとりひとりがエコレンジャーになれるまちを目指して～

4-1 地球温暖化防止対策の推進

◆施策の方向性◆

温室効果ガスの排出量を削減する取り組みを実践し、地球温暖化の防止に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①温室効果ガスの排出抑制	主管課
「茨城県地球温暖化防止行動計画」並びに「桜川市地球温暖化防止対策実行計画」による目標達成のため、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。 市民や事業者に普及啓発活動を行い、二酸化炭素など温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルを促進します。	環境対策課
②二酸化炭素吸収源の保全・創出	主管課
二酸化炭素の吸収や保水機能、生態系の保全などの多様な環境保全機能を有する森林や樹木の保全に努めるとともに、植林など、新たな緑地空間の創出に努めます。	農林課
再生紙の利用を促進します。	環境対策課

市の 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止やマイバック推進等のキャンペーンを実施し、市民に対し普及啓発を行っています。 ・市の事務事業に関し、省エネルギー、省資源化などを推進し、温室効果ガスの排出抑制を図っています。 ・間伐事業や里山整備事業を継続的に行い、保全に努めています。
--------------------	--

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県地球温暖化防止行動計画」による目標達成のため、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ・事業用車両には、二酸化炭素の発生の少ない低公害車を導入します。 ・従業員に対し、省エネ・節水・エコドライブを行うよう指導します。 ・排熱利用やヒートポンプ技術を活用した高効率機器による省エネルギー化設備の導入に努めます。 ・事業所内の緑地の創出に努めます。

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において、「茨城県地球温暖化防止行動計画」による目標達成のために、省エネや節水などに努めます。 ・家電製品、給湯設備などの購入時には、高効率な省エネ製品の採用を検討します。 ・自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。 ・自家用車を使用する際は、不必要なアイドリングは行わないなどエコドライブを実践します。 ・積極的に下草刈りや植林に参加し、森林の保全・創出に努めます。 ・庭やベランダ、生け垣など住まいの緑化や、地域の緑化活動に参加します。
--

市民・事業者の 主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ、節水のための取組を積極的に実施しています（市民・事業者の環境意識調査より）。
---------------------------	---



地球温暖化防止を呼びかける街頭キャンペーンの様子

4-2 リサイクルの推進

◆施策の方向性◆

資源のリサイクルを推進し、環境への負荷の低減に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①資源物回収の推進		主管課
「容器包装リサイクル法」等に基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。		環境対策課
分別排出が円滑に進むよう、分別・回収・資源化のシステムを整備するとともに、ごみステーションの充実やパンフレット等により意識啓発を行います。		
缶・びん・ペットボトル、食品トレイ等の資源回収を促進するため、小売店に回収の協力を要請します。		
リサイクル事業を推進するため、リサイクル施設や技術の情報収集を行い、必要な施設の整備に努めます。		
資源化・再生利用技術等の普及に努めます。		
資源ごみの回収場所、回収日と頻度が適正かどうかについて検討し、必要な措置がとれるよう努めます。		
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理を推進します。		農林課
②再生品の利用促進		主管課
庁内において再生製品などの環境にやさしい商品の購入に努めます。		環境対策課
事業者に対し、再生品を利用した商品や再生利用可能な商品開発への協力を依頼します。		
エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。		
環境にやさしい商品を積極的に販売する商店の「エコショップ」情報を提供します。		
市の 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用廃プラスチックの収集を行い、リサイクル処理しています。 ・ ごみの分別収集等のお知らせを全戸に配布しています。 ・ 資源ごみの収集運搬及び処理を行っています。 ・ 各地区へ分別収集報奨金の支給を行っています。 	

エコマークとは、環境保全に役立ち、環境への負荷が少ない商品のための目印である。消費者が、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としています。

グリーンマークとは、古紙を原料に再生利用した製品のための目印であり、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。

◆事業者の取り組み◆

- ・産業廃棄物は適切に処理するとともに、建設工事に伴い発生する残土や建設資材の廃棄物については、再利用及びリサイクルをします。
- ・建設資材には再生資源の利用に努めます。
- ・再利用可能な環境にやさしい製品の開発・購入に努めます。
- ・環境にやさしい製品・材料の販売、購入、利用を推進します。
- ・事業所内において、分別・回収・資源化システムの整備を検討します。
- ・コピー用紙などの古紙の回収に努めます。
- ・食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどは店頭回収し、リサイクルに努めます。
- ・自社製品の回収ルートの商品や消費者へのリサイクル情報の提供に努めます。

◆市民の取り組み◆

- ・町内会や子供会などが行っている資源物回収へ積極的に参加します。
- ・牛乳パックや食品トレイなどの店頭回収に協力します。
- ・ごみの排出の際には、市が定めた区分に従って分別排出に協力します。
- ・フリーマーケット等を積極的に活用します。
- ・リターナルびんや詰め替えができる商品、リサイクルできる商品などの購入に努めます。
- ・食材は使い切り、残った場合は生ごみ処理器等で堆肥化するなど、生ごみの減量に努めます。
- ・廃油を原料としてつくられた製品等、再生品の活用に努めます。



<p>市民・事業者の 主な取組事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみと資源ごみを分別しています（市民の環境意識調査より 69.9%）。 ・地域等の資源回収活動に協力しています（市民の環境意識調査より 59.6%）。 ・廃棄物等の適正分別及び適正処理を実施しています（事業者の環境意識調査より 68.9%）。 ・製品又は包装の回収リサイクル（家電・空き缶・トレイなど）を実施しています（事業者の環境意識調査より 52.7%）。
---------------------------	--

4-3 省資源、省エネルギーの推進

◆施策の方向性◆

限りある資源を有効に利用し、省エネルギーに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

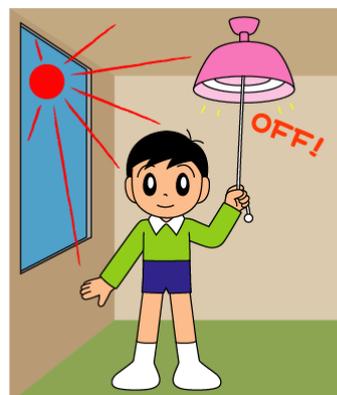
①省資源の推進	主管課
木材資源の有効利用を図るため、建設工事等における熱帯材合板コンクリート型枠などの効率的な利用に努めます。	建設課
事業者に対しては、使い捨て商品の販売や過剰包装の自粛を求め、省資源をめざした製品の開発を促進します。	環境対策課
②省エネルギーの推進	主管課
建築物におけるエネルギーの効率的利用を図ります。	各施設担当課
エコドライブの普及啓発活動に努めます。	環境対策課
市民・事業者に省エネルギーを呼びかけるとともに、市自らも施設における省エネルギー対策に積極的に取り組みます。	環境対策課
公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の導入など環境に配慮した施設整備を進めます。	財政課
住宅の新築・改築時には、高効率な給湯や空調設備、省エネルギー設備の普及推進を図ります。	環境対策課
輸送に伴う環境への負荷低減の観点から、地産地消を推進します。	農林課
市の主な取組	・省資源、省エネルギー等に関する情報提供・普及啓発を行っています。

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努めます。 ・受電設備の合理化や系統別電圧の適正化などにより電力の効率的な使用を進めます。 ・OA 機器、照明設備、冷暖房設備などの電気機器を効率的に使用し、エネルギー使用の合理化に努めます。 ・設備の新・増設、更新にあたっては、高効率機器や省エネルギー設備の導入に努めます。 ・製品の開発、製造、流通、販売から廃棄まで事業活動を見直し、省エネルギー・省資源対策を進めます。 ・業務用車両を購入・使用する際には、使用目的に応じ適切な大きさの車両を選びます。 ・エコドライブに努めます。 ・紙など物品の使用の抑制や裏紙の使用など効率的な利用を図ることによって、できる限り省資源に努めます。 ・環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の低減に努めます。

◆ 市民の取り組み ◆

- ・ 節水をこころがけます。
- ・ 不要な照明器具は消灯し、冷暖房のこまめな温度設定を行うなど、省エネルギーに努めます。
- ・ テレビやビデオなどの電気製品を使わない時は、主電源を切るようにします。
- ・ 家電製品や車の購入に当たっては、省エネルギータイプの製品を選択します。
- ・ 照明については、インバーター式や自動消灯装置の付いた商品、電球型蛍光灯、発光ダイオードを利用した商品を選択します。
- ・ エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい商品を選択します。
- ・ 住宅の新築、改築時には、高断熱・高気密な省エネルギー型の環境住宅を検討し、併せて高効率な給湯や空調設備などの導入を検討します。
- ・ 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ・ エコドライブに努め、不必要なアイドリングなどを行いません。
- ・ 故障したときは修理するなどして、ものを長く使用するように努めます。
- ・ 輸送に伴う環境への負荷低減の観点から、地産地消に努めます。



市民・事業者の 主な取組事例	・ 省エネ、節水のための取組を積極的に実施しています（市民・事業者の環境意識調査より）。
-------------------	--

4-4 新エネルギー等の利用推進

◆ 施策の方向性 ◆

太陽光発電、太陽熱利用などの新エネルギー、ヒートポンプ、クリーンエネルギー自動車等の革新的なエネルギー高度利用技術設備の導入促進に努めます。

◆ 市が行う環境施策と取り組み ◆

①新エネルギー等の導入	主管課
新エネルギー等の活用に向けた普及啓発を図り、導入を促進します。	環境対策課
新エネルギー等の技術開発や補助についての情報を提供します。	
導入促進のための助成制度を検討します。	
市の主な取組	・ 新エネルギー等の情報提供・普及啓発を行っています。

◆事業者の取り組み◆

- ・太陽光発電、太陽熱利用などの自然エネルギーの導入に努めます。
- ・ヒートポンプシステムや燃料電池、コージェネレーションシステムなど革新的なエネルギー高度利用技術の導入により、エネルギー利用の効率向上を図ります。
- ・工場の排熱など未利用エネルギーは、ヒートポンプ技術等を活用し、エネルギー利用の合理化を図ります。
- ・電気自動車やハイブリットカーなど、クリーンエネルギー自動車の導入に努めます。

◆市民の取り組み◆

- ・太陽光発電の利用及び採光に配慮するなど、自然エネルギーの導入と有効利用に努めます。
- ・住宅の新築、改築時には、高断熱・高気密な省エネルギー型の環境住宅を検討し、併せて、高効率な給湯や空調設備などの導入を検討します。
- ・給湯器や冷暖房機器の購入時には、ヒートポンプ技術を活用した高効率機器の採用を検討します。
- ・自家用車の買い替えや新規購入時には、電気自動車やハイブリットカーなど、クリーンエネルギー自動車の購入を図ります。

市民・事業者の 主な取組事例	・今後、自然エネルギーを利用した太陽光発電などを利用したいと考えています（市民の環境意識調査より）。
-------------------	--

5 パートナーシップ

～エコ活動の輪を広げ未来に繋げていける市民であるために～

5-1 環境教育・環境学習の推進

◆施策の方向性◆

環境教育・環境学習を推進し、環境保全に対する意識の向上に努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①環境教育及び環境学習の推進	主管課
市民や幼稚園、保育所、学校や事業所等の環境教育の充実に努め、環境学習に活用できる学習資料の提供に努めます。	環境対策課
自然公園や河川など自然教育・学習に利用できる場の充実に努め、施設利用を通じた環境に関する学習会の提供に努めます。	
「こどもエコクラブ」の会員拡大に努めます。	
環境保全のための人材育成に努めます。	
環境保全団体の育成・支援に努めます。	

②情報の収集及び情報の提供		主管課
国や県、市民、事業者、環境保全に関する活動を行っている団体などから環境情報を収集し、活用に努めます。		環境対策課
広報さくらがわ、啓発用パンフレット、インターネット等を通じて、環境保全等に関する各種行事や自然公園等の利用に関する情報を提供します。		
環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。		
市の 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習会を行う学校への資料提供を行っています。 ・出前環境学習教室を実施しています。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・職場での環境教育・環境学習に努めます。 ・ISO14001、エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、事業所における環境影響の改善に努めます。

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・環境教室や環境学習会等に積極的に参加します。 ・環境保全団体やこどもエコクラブ等へ積極的に参加します。 ・環境保全団体との交流を図り、連携を深めます。
--

市民・事業者の 主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体（桜川市くらしの会）が、市民祭で消費者展を開催し、水質浄化やごみ減量につながる環境にやさしいくらしの情報を提供しています（アクリルたわし、廃油石けんなど）。
---------------------------	---



消費者展でのアクリルたわしの紹介

5-2 環境保全活動の推進

◆施策の方向性◆

市民の自発的参加を促す体制づくりに努め、効果的な環境保全活動を促進します。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①環境保全活動の普及・啓発		主管課
環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業所を紹介し、活動の普及・啓発に努めます。		環境対策課
事業活動による環境への負荷低減のため、事業者に対し、環境マネジメントシステムなどの導入を働きかけます。		
②環境保全活動の支援		主管課
市民や学校、町内会等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。		環境対策課
環境ボランティアや環境NPO等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。		
環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業所を紹介し、活動を支援します。		
環境保全活動の人材の育成に努めます。		
市の 主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップの紹介をしています。 ・環境保全活動を行っている市民や市民団体、事業所を広報さくらがわで紹介しています。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内において、リサイクルやグリーン購入などの環境保全活動を積極的に実施します。 ・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加、協力します。
--

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・家庭において、省エネや節水、ごみの分別やリサイクルなどの環境保全活動を積極的に行います。 ・町内会等が行う環境保全に関する活動に積極的に参加します。 ・自然を守り、保全していきべき環境の維持管理に努めます。
--

市民・事業者の 主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体（平沢山桜を守る会）が、山桜の生育場所の維持管理活動を行っています（枝払い、立ち枯れ木の伐倒、除草作業など）。 ・市民団体（上野沼を守る会）が、上野沼周辺の生物生息環境保全と維持管理活動を行っています。（除草作業、清掃作業など）
---------------------------	--

5-3 環境美化活動の推進

◆施策の方向性◆

環境美化活動を推進し、美しく快適なまちづくりに努めます。

◆市が行う環境施策と取り組み◆

①美化・緑化活動の推進		主管課
環境美化・緑化意識に関する啓発を行います。		環境対策課
ごみの散乱防止やペットのふんの持ち帰りの徹底に努めます。		
地域等における美化活動及び緑化活動を支援し、広く市民参加を促します。		
まちの美化推進のため、景観維持に対する指導に努めます。		
空き地の適正な管理を指導します。		
花いっぱい運動など緑化活動を支援します。		商工観光課
市の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川市空き地等の環境保全に関する条例（H17.3）により空き地の適正な管理を指導しています。 ・桜川市を美しくする環境条例（H17.10）によりごみの散乱防止や飼い犬のふん害防止について規制しています。 ・地域市民参加による市内一斉清掃活動を実施しています。 ・市民団体へ花の苗を年2回支給しています。 	

◆事業者の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境美化・緑化意識の啓発に努めます。 ・事業所周辺のごみ拾いや草刈りなどにより、環境美化に努めます。

◆市民の取り組み◆

<ul style="list-style-type: none"> ・モラルの向上に努め、空き缶やたばこ等のごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。 ・所有する土地の適正管理に努め、自宅周辺のごみ拾いや草刈りなどによる環境美化に努めます。 ・ペットのふんは持ち帰ります。 ・地区などによる地域の環境美化活動に参加します。 ・花いっぱい運動などの緑化活動に積極的に参加します。
--

市民・事業者の主な取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、子供たちが積極的に学校や周辺の清掃、緑化活動を実施しています。 ・子供会などで花壇の管理をしています。 ・市内一斉清掃活動に参加しています。
---------------	--

第3節 数値目標

環境施策と市・事業者・市民の取り組みの効果を数値で評価するために、現状値と目標値を設定しました。

項目	現状値	年度	目標値 (平成30年度)
森林面積	6,942ha	H19	現状維持
大気環境基準の達成率	100%	H21	100%
水質(河川)環境基準の達成率	100%	H20	100%
汚水処理人口普及率	56.8%	H20	58.9% (H27年度)
	生活排水ベストプランによる。		
エコファーマー(県認定)	89人	H20	150人
生活系ごみの一人1日 あたりの排出量	0.63kg/日	H20	0.60kg
不法投棄の件数	60件	H20	30件
温室効果ガス総排出量	6,033t-CO ₂	H18	5,791t-CO ₂ (H24年度4%削減)
	桜川市地球温暖化防止対策実行計画による。		
資源物回収量	10.3%	H20	15%
農業用廃プラスチック回収量	90t	H21	100t
クリーンエネルギー車導入率 (市所有)	9.3%	H21	30%
エコショップ認定店舗数	4件	H20	10件
こどもエコクラブ登録数	1団体	H21	5団体
環境学習会開催数	1回	H21	5回
花いっぱい運動取組団体	21団体	H21	30団体

第4節 計画の推進

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って環境基本計画の推進を図るものとします。

1 計画の推進

1-1 環境保全推進会議

環境保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課の職員で構成される「環境保全推進会議」を設置し、これを中心として各部局の緊密な連携のもとに計画の策定及び環境の保全に関する施策を実施します。

また、計画の進捗状況の点検・評価・見直しを行います。

1-2 環境審議会

環境基本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「桜川市環境審議会」を設置しています。

2 連携・協働体制の整備

2-1 市民・事業者等との連携・協働体制の整備

環境基本計画の目標を実現するため、積極的な広報活動による情報の共有化を図りながら、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組む市民・事業者や市民団体等の情報交換や連携・協働を進めます。

2-2 広域的な連携・協力の推進

環境の保全と創造に関する課題及びそれに関わる主体は、市町村域や県域を越えて相互に影響を及ぼしあっているため、広域的課題や地球環境問題等への対応については、桜川市環境基本条例第15条に基づき、国、県や他の地方公共団体と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みを推進します。

3 計画の進行管理

環境基本計画に基づく事業や施策の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムのPDCAサイクルの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

